

令和5年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会

令和5年6月29日(木)

東京都第一本庁舎北側 33階 特別会議室S1

【米倉契約調整技術担当課長】 早速でございますけれども、すみません。申し遅れました。契約調整技術担当課長の米倉でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず、ちょっと時間が遅れてしまったんですけれども、これから開催させていただきたいと思ひます。それで開会に先立ちまして、本日ご参加いただいた記録を残すために、この画面のスクリーンショットを1枚撮らせていただきたいと思ひますので、よろしくお願いたします。少々お待ちください。

(撮影)

【米倉契約調整技術担当課長】 撮影は終わりました。ご協力ありがとうございました。それでは、これから開会させていただきたいと思ひます。

それでは、開会の挨拶を財務局の契約調整担当部長よりさせていただきます。よろしくお願いたします。

【須藤契約調整担当部長】 おはようございます。これより令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、今年度4月から財務局契約調整担当部長をしております須藤でございます。よろしくお願いたします。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は、令和4年度の第1四半期に行いました談合情報処理及び発注した工事について、ご意見をいただきます。委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきたく、ご協力のほど、よろしくお願を申し上げます。

初めに、出席者の確認をさせていただきます。本日、委員の皆様4名全員ご出席をいただいております。ありがとうございます。東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございますので、紹介は割愛させていただきます。なお、本日は各事業執行局の職員も出席をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事の進行につきましては、小見部会長にお願いたしたいと存じます。小見部会長、よろしくお願いたします。

【小見部会長】 小見でございます。今年度の第1回ということで、委員の皆様、昨年度から引き続きということですが、今年度も同様によろしくお願いたします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。議事進行

につきまして、簡単にご説明申し上げます。

まず、当委員会設置要綱第2条第6号に基づいて、令和4年度の第1四半期に談合情報処理を行いました事案についてご意見をいただきたいと思っております。こちらの議案は一つでございます。

次に、同第2条第1号に基づく定例事案として、令和4年度の第1四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。こちらのほうの議案は五つでございます。

引き続きまして、事前に配付させていただきました資料について確認させていただきます。

本日の資料は、事前に皆様にお送りしておりますが、まずA4縦の次第一式、こういうものと、対象事案の抽出についてというA4横の資料1枚となっております。こちらに本日の案件の一覧がございまして、議案1から議案6について記載しております。資料の不足はありませんでしょうか。

なお、本日の資料は、委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきたいと思っております。本日の部会終了後も、お取扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

それでは小見部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それではまず、本日の議案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和5年度の定例事案の対象案件の抽出方法は、高額・高落札率の事案については、高い順に上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっておりますので、いま一度ご確認ください。

それでは、これより本題に入ります。

ここからは、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方はご退席をお願いします。

( (所管局) 職員入室)

【小見部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、まず談合情報処理に係る審査ですね。それでは、まず議案1について準備の上、説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である(所管局)の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【(所管局 A)】 (所管局 A)と申します。よろしくお願いします。

【(所管局 B)】 私、(所管局 B)と申します。

【(所管局 C)】 (所管局 C)と申します。よろしくお願いします。

【(所管局 D)】 (所管局 D)と申します。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。令和4年6月に談合情報処理を行った事案でございます。

(非公表部分)から寄せられた情報について、(所管局)において、談合情報検討委員会を開催したものです。談合情報検討委員会は合計3回行われております。その結果、談合を疑う具体的な証拠や情報はなかったと判断したものでございます。

説明は以上になります。

【小見部会長】 本件を含め、各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところと思います。

それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願いします。どうぞ。

【森岡委員】 森岡でございます。事前に確認をした際に、大体、以前の苦情処理部会のほうで拝見した資料が大半だということで理解したのですが、1点、すみません。改めて資料を見ていてあれだったんですけど、通し番号の243ページでしょうか。(非公表部分)の質問書に対する回答のところなんですけど。

【松本委員】 すみません。ページ数が、途中で音声がか切れて聞こえませんでした、二百四十何でしょうか。

【森岡委員】 243ページの(非公表部分)の質問書に対する回答の部分なんですけど、ございましたでしょうか。

【松本委員】 ありがとうございます。

【森岡委員】 (非公表部分)が何か、担当部署の打合せの際の経緯を何か書いておられるんですけど、この辺りって、(所管局)さんのほうの認識として何か、こういう打合せ自体があったのかとか、そのときこのやり取りがあったとあって、何か分かることはありますでしょうか。

【(所管局 B)】 すみません、この内容について、このやり取りの詳細についての確認という話でしょうか。

【森岡委員】 そうです。こういうことを(非公表部分)が言われているんですけど、そもそもこの事前の「担当部署との打合せを重ね」って書いてあるんですけど、なので複数回あったと思われるんですけど、そういうような打合せ自体がそもそも存在したのか。その際に(所管局)のほうで、何か打合せについてのメモというか、そういうものを残しておられるのかどうかとか、その辺がもしあれば伺いたいと思ったんですけど。すみません。事前質問に入れられず、申し訳ありません。

【(所管局 D)】 (所管局 D)と申します。私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

まず業者、（非公表部分）の言われているようなストレートな表現でお答えしたという認識はございません。そのように捉えられてしまったような言葉を、こちらとして言ってしまったのであれば、そこら辺は（非公表部分）の認識違いでございます。

このメモに関しましては、我々の反省事項でもございますが、議事録をしっかり残していなかったというところで、明確にこのやり取りを残した議事録というのはございません。

以上でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。

全体の質問として、打合せが複数回あったかどうかという点は、そうすると打合せはされたということによろしいわけですかね。

【（所管局 D）】 はい、打合せは何度かございました。

【森岡委員】 これは（非公表部分）に限らず、ほかの入札を希望する業者とも、こういう打合せというのは行われるものなんでしょうか。

【（所管局 D）】 事前の打合せは双方で納得いくまで、何度か打合せはするようになっております。

【森岡委員】 この打合せの目的というか、何をするために打合せが設けられるんでしょうか。

【（所管局 D）】 ここの部分での（非公表部分）とのやり取りというのは、入札で落札した後、仕様書に基づく提出書類を提出できない。物が準備できないというような相談が、まずございました。そこで何度か、どのように対応していこうかという点を打合せをした次第でございます。

【森岡委員】 承知しました。ごめんなさい。私、入札開札前にこういうやり取りがあったのかしらと思ったんですが、そういうわけではなくて、落札後の契約締結に至る過程での打合せで、うちはやっぱり入れられないという話が向こうからあって、どうしようという相談があったので、それに応じたと、そういう趣旨でしょうか。

【（所管局 D）】 はい、そのとおりでございます。

【森岡委員】 分かりました。これ、（非公表部分）とも同じようなやり取りがあったんですかね。

【（所管局 D）】 （非公表部分）は、落札後に契約をする前に辞退をされておりますので、こういった打合せというのはございませんでした。一方的に契約前に辞退をされたということで、事前の相談等はございませんでした。

【森岡委員】 分かりました。

ごめんなさい。確認ですが、（非公表部分）は落札をして、契約はした。

【（所管局 D）】 契約しております。

【森岡委員】 そのときに契約したんだけど、材料が入手できないという話が向こうからあってということですね。具体的な内容を細かくどこかに問い合わせてはいかがで

すか云々というところは、メモも取っておらず、そういう趣旨ではないと思うというよう  
な、そういう内容なんでしょうか。

【(所管局 D)】 はい、そのとおりでございます。

【森岡委員】 分かりました。ちょっとこの、そういう意味では日時も、確かにこの  
回答では全然特定されていないし、どういうタイミングかも全然分かっていなかったの  
で、承知しました。ありがとうございます。私のほうは、それで大丈夫です。

【小見部会長】 はい。ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 よろしく申し上げます。

【松本委員】 お願いいたします。

調査の方法についての妥当性ということかと思うんですけども、そもそもその談合情報  
を、受付窓口というのを第三者機関を設けるなどして、東京都の窓口ではない、もしくは  
東京都だけれども当該契約相手ではない部署で、第三者的な立場で談合情報を受け付ける  
窓口を設置した上で、事業者さんに広く周知してはいかがかというふうには思っておりま  
す。

といいますのも、本件、官製談合的な指摘を受けているにもかかわらず、当該官のほう  
で談合情報を入手した上で調査をしてしまっているということで、公正性ですとか中立性  
という視点から考えると、そもそも手続的にどうだったのかという疑問があると思ってお  
ります。

加えて、談合というのはそもそも密行性が高いものでして、当事者間の合意を立証する  
ことが非常に困難な性質があるということで、今回のように関係者に一律に質問票を配っ  
て、しかも中に談合について聞いたことありますかといったような、談合調査している  
ことが分かるような形で広く調査をして事情聴取などをしてしまいますと、やはり仮に談合  
があったとしても証拠を隠滅してしまったりとか、また、その関係者間で口裏を合わせる  
といった形で、よりその調査が難しくなってしまうという弊害もあるというふうに考えて  
おります。

そういったことで、一般的にこういった不正調査をする場合には第三者を外部から起用  
して、被調査者の電子メールであったりとか携帯電話の履歴を入手してレビューをした上  
で、当事者から遠いところから、その情報が漏れない形で事情聴取をして、証拠を固めて  
いくというのが一般的な調査の方法というふうに理解していますけれども、そういった方  
法も特になされていないですし、そもそも官製談合と言われている官のほうで調査をして  
いるということで、こういった方法、手法を取ることも非常に困難かと思しますので、や  
はり入り口の段階で、第三者的な機関で談合情報であったりとか、その調査というのは、  
分けて取り扱った方がよいのではないかというふうに思っております。

以上です。

【小見部会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 貴重なご意見をありがとうございます。現在は、談合情報取扱要綱では、契約担当者等が所管する契約に係る談合情報に的確に対応するため、談合情報検討委員会を設定するというふうになっておりまして、こちらについてご意見いただいたものと認識しております。

こちらについては、今まで官製談合という点から、確かにそういったことをもう一回検証する必要があるかと思っておりますので、ちょっとご意見として頂戴させていただきたいと思っております。今後の課題として研究させていただきたいと思っております。

【松本委員】 オリンピックの件などもありますので、都民の目もなかなか厳しいといったこともあると思っておりますので、ぜひご検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【森岡委員】 今の点ですけど、多分松本先生が言われたのが二つのレベルというか、一つはこういう談合情報があった場合の調査そのものについて、対象者、関係のある人たちに公然と質問をするということで、かえって証拠隠滅とか口裏合わせとかの危険があるのではないかということが一つと、あとは官製談合の場合は、通常の民衆の談合の場合と違うので、官自体が関与している可能性がある以上、その官が直接その処理、調査に当たるというのは不適切ではないかという点かなと思われました。

前者については、以前から多分この部会でも指摘はしているところではありまして、ただ、じゃあ、どうするのかというと、なかなか難しく、恐らく一見して情報が具体的、詳細で裏づけもありそうだというようなもの、実際の入札の経緯に照らしても、明らかに不自然だというようなものは、もうこれは公取とか検察庁とか警察に早めに情報提供して、そちらでの捜査に委ねることが現実にはあるんだろうなという話を多分していたところかと思っております。

後者については、確かに私も今回、松本先生の指摘でそうかなと思って、官製談合が疑われるときに、発注側が直接これを処理するというのは、さすがになかなか説明が付きにくいところがあるので、申告の内容として官製談合という内容が入った場合には、利益相反というのか、中立性が確保しにくいというのかということから、少なくとも多分、（所管局）さんの内部でやるということではなくて、財務局、あるいは第三者を関与させるというようなことが必要になってくるのかなというのは私も思ったところです。すみません、蛇足でした。

以上です。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

2点目についてのみ、ちょっと私の回答になってしまうんですが、1点目の方につきましても、かねてよりこの部会でのご意見としてあったことは認識しております。適切に、公取の調査などとの関係もありまして、どの段階で情報提供するかですとか、確度の高い

情報とそうでない情報がある中で、どういうふうに報告していくのか、あるいは調査をどのように進めていくのかということについては、現在の課題となっていることは認識しております。

一方で、確度の高い情報か否かの判断が、なかなか個別に判断するのが難しいことですか、あとは公取委の捜査の支障のない範囲で情報提供して、指示を待つとする場合、回答や指示に時間がかかることが見込まれる中で、具体的に入札手続が止まっていくだろうと。その中で、再開の見込みが立たないことになりますと、事業の継続性というものなかなか担保されないということも想定されているというところがありまして、これまで引き続き、内部で検討を行っているところをごさいます、その調査の方向性については、引き続き検討させていただきたいと思っております。

2番目については先ほど申し上げたとおりでして、貴重なご意見として、引き続き、さらにも研究していきたいと思っております。ありがとうございます。

すみません。簡単で、ちょっと取り留めありませんけれども、回答としては現在のところ、以上ようになります。

【小見部会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦本議案の意見の確認をしたいと思っております。

談合情報処理について特に問題はないということであれば、談合処理手続が適正に行われている旨のご報告を行うこととします。今回のこの談合情報処理そのものについては適正ということで他にご意見はよろしいですかね。

【小見部会長】 ただし、ただいま松本委員、森岡委員から出された本議案に関するご意見についてですが、談合情報があった場合に、当該契約部署がそれを受け付けるのではなく、そこから独立的な部署、機関がそれを処理するべきではないかという、こういう内容だったかと思っております。それについては知事に意見するということになるのか。いかがでしょうか。

【木下委員】 木下でございますが。

【小見部会長】 はい。

【木下委員】 この件はやはり3回の入札のうち、2回の落札者の契約が納品できなかった、契約できなかったということで、私自身は、この契約手続にはいろんな問題があったというふうに思っています。それが談合なのか、それとも製品の発注についての仕様の問題なのか、いろいろと見方はあるところだと思いますけれども、非常に課題の多い案件だったと思っております。

私たちの委員会の中でも、特に談合情報を寄せた業者さんの指名停止についての意見というのも分かれたというところもあります。そういう微妙な案件について、やはり第三者性のある検討機関が必要だということについては、私たちからは意見として、今回は、この現行のルールにのっとった手続が行われていることは確認できますが、このルール自体の見直しについては、検討していただくことがよろしいんじゃないかと思っております。

【小見部会長】 ということですので、ただいまご意見いただいた件、あるいは今確認した内容で、事務局に意見の集約をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【米倉契約調整担当課長】 はい、了解いたしました。

【小見部会長】 それでは、この件についてはよろしいですか。後日、事務局にて意見を集約していただいて確認するということがよろしいのでしょうか。

【米倉契約調整担当課長】 はい、事務局で少し作業させていただきたいと思います。

【小見部会長】 はい。了解しました。それでは、（所管局）の皆様、ありがとうございます。退室をお願いします。

（（所管局）職員退室）

（下水道局職員入室）

【小見部会長】 それでは、続きまして議案2、八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事について準備の上、説明をお願いします。

【米倉契約調整担当課長】 それでは、議案2の事業所管局であります下水道局の出席者を紹介させていただきます。お手数ですがけれども、自己紹介をお願いします。

【下水道局 星野契約課長】 おはようございます。経理部の契約課長をしております星野でございます。よろしくお願いいたします。

【下水道局 番場設計課長】 流域下水道本部技術部設計課長をしております番場と申します。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整担当課長】 よろしいですか。それでは、議案2をご覧ください。

高額・高落札率及び一者入札の事案として抽出された案件です。

件名は「八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事」です。本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、申請1者、資格確認1者、応札1者で、落札率は99.6%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員をお願いします。

【木下委員】 木下でございます。

【小見部会長】 はい、どうぞ木下先生。

【木下委員】 この手の継続的に利用している設備の再構築とか修理とか、どうしても当初設備を設置した企業が、当然その再構築や修理などにも参加し、そして1者入札になる、あるいは高落札になるということは、ほかの事業所でも繰り返されているんですけど、やはりこの八王子の水再生センターでも、この月島機械というところが、当初設置した機械を入れた当初事業者だったのでしょうか。そうして、その機械の仕様などからして、果たして再構築というときに、ほかの事業者の入札の可能性というのはどれぐらいあるというふうに見込まれていたのでしょうか。

1者の場合ですと、希望が少なくても、指名で入札というか参加者を増やすということ



もあるようなんですが、どうもそんな様子もないので、なぜこの1者のままで進行したのかも含めて、ご説明いただきたいと思います。

【下水道局 星野契約課長】 それでは、契約課長星野から、最後にいただきました指名の関係から、まずご説明をさせていただければと思います。

本件でございますが、資料でございますが、予定価格が50億何がしの案件でございます。価格的に一般競争入札という方式により行う契約でございます。一般競争入札につきましては、こちらが求める条件を満たす会社が、その実績等を証明する形で申し込んでくるという形の手続きを取ってございますので、その場合につきましては、任意指名というような形の加え方をいたしませんで、その希望の業者が資格を満たしているかどうかというところの判定で、一般競争入札を行わせていただいております。

【下水道局 番場設計課長】 設計課長、番場でございます。

まず今回、2ページの資料にありますように、既存の汚泥焼却炉の1号、こちらにつきましては、月島が造ったものでございます。2号炉につきましては、メタウォーターが造ったものでございます。

今回、月島ということで、既にある焼却炉を取っているところが有利だったのではというご質問かと思いますが、特記仕様書の中で今回、一定の性能、温室効果ガスであれば、具体的には従来型と比べて50%以上削減するであるとか、性能を指定しておりまして、こういった性能を満たす焼却炉を建設できるメーカーであれば、参入は可能だというふうに考えております。

今回、事前にこの参入可能なメーカーというのがどの程度あるかといいますと、まず焼却炉そのものでいいますと、この性能を満たすことができる焼却炉というのは、四つの会社が造っております。また、受注に関しましては、この四つのメーカーが造った焼却炉を設置していただけるのであれば、この造ったメーカーでなくても受注ができるということで考えておりますので、特に今回の月島が有利であったというふうに、そういったことは考えていないというふうに考えております。

以上です。

【小見部会長】 よろしいでしょうか。

ほかにご意見いかがでしょうか。

【森岡委員】 意見というか一応確認なんですけど、今お答えいただいたことで大体了解はしたのですが、すみません、仕組みが分かっていないのですが、例えばこういう汚泥施設の焼却設備のコントロールというか、システムと接続されるんじゃないかと勝手に思っておるんですが、そういうところで、例えばメインのシステムを月島機械さんが持っておられて、それとの接続が、やっぱり月島機械が一番やりやすいとか、そういうような事情は特にないんでしょうか

【下水道局 番場設計課長】 設計課長、番場でございます。

ご質問、まず今回造る設備、それから稼働後に、その設備を一体的に運転をしていく運

転監視の装置、この関係かと思いますが、今回運転管理につきましては、1年ごとに別途、契約を結んでいる状況がございまして、複数社、汚泥焼却だけではなくて、水処理だとか、その他の設備の運転も含めて、一体的に監視のほうを契約をしていると。

今回、八王子につきましては、現在、運転管理委託ということで4者の共同企業体、JVというところが運転管理を行っております、この4者の中に、ご質問の月島が入っているという事実はございます。

ただ、運転管理、制御盤につきましては、八王子については三菱電機というメーカーのものでやっているわけですが、そういった意味で、月島だけが有利ということは考えておりません。

**【森岡委員】** 分かりました。ありがとうございます。運転管理というのはあれですね。そのシステムをつくった人と別に、この全体の設備の監視をする業務の委託を毎年度受けると。それがJVみたいな形で受けられていると、そういうことなんですかね。

**【下水道局 番場設計課長】** 監視制御設備が三菱電機のものを使って、それを使いながら、JVでセンターの設備系を運転管理をしているというのが、また別途、契約をしているという状況です。

**【森岡委員】** その運転監視設備というものと実際の焼却設備というのを、すみません。全然、本当素人なんであれですけど、インターフェースというか、あるいはOSというか、そういう制御ソフトとかがあるわけで、そういうのは例えば公開されていて、誰でもやろうと思えば接続できるというか、実際に設置することが可能な状態になると、そういうことでいいんでしょうか。

**【下水道局 番場設計課長】** 設計課長、番場でございます。

おっしゃるとおりでございます、まず今回、焼却炉の整備につきましては、性能を満たす会社であれば、どこでも整備ができる。それから監視制御につきましては、主に電気系になりますので、そういった制御装置、監視制御の設備を整えられる会社であれば、またこれはどこでもいいと。

また、運転管理の委託につきましても焼却、それから水処理、その他の設備系のところがしっかり管理できるというような仕様を定めておりますので、その委託が可能なところであれば入札、契約が可能というふうに考えております。

**【森岡委員】** はい、分かりました。ちなみにあれですかね。これは財務局への確認ですけど、毎年今の監視業務の委託は役務の話なので工事ではないので、ここの委員会では議論の対象とならないという案件になるのでいいんですかね。

**【米倉契約調整技術担当課長】** はい。工事のほうを対象となっておりますので、そういった委託のほうについては対象としておりません。

**【森岡委員】** はい、分かりました。私のほうはそれで大丈夫です。

**【小見部会長】** はい、ありがとうございます。

**【木下委員】** 木下ですが、もう一遍お願いいたします。

先ほど、この設備については、この性能が出せる機械を造る4者というふうにお伺いしたんですけども、今度は価格のほうなんですけど、非常に大変高い工事で、高落札率ということで、価格の見積り、つまり発注する側の予定価格の見積りについては、どのような手続で進められたんでしょうか。4者が製造可能だということであれば、その4者との関係で、見積りの参考資料などはどのように集められたんでしょうか。その点をお願いいたします。

【下水道局 番場設計課長】 設計課長、番場でございます。

まず今回、我々の方で一定の性能を満たすということで、満たすことができるような焼却炉ということで共同研究を行っております。この共同研究の中で応募をしてきた会社というのが4者ございまして、この4者がそれぞれ、その性能を満たす焼却炉を造ることができるというふうに確認を取っております。

今回この工事の発注に当たりまして、見積りを取った相手先というのは、この共同研究で性能が確認された4者に対しまして見積りを依頼して、価格を取り寄せているということでございます。

以上でございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

【木下委員】 はい。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょう。

【松本委員】 松本です。すみません。

初歩的な質問で誠に恐縮なんですけれども、発注予定表の公報掲載日と希望申請期間が近いのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。それとも、公報掲載日から申請期間の末日までが2週間あるので問題ないという理解になりますでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。先生、ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたように、公報の掲載をしたときから希望申請の受付が始まってまいりますため、ここは同日、今回であれば1月5日という日付になってございます。そこから先生のおっしゃいましたように、2週間の期間でお申込みを受け付けるという形でございますので、このようなスケジュールのご提示となっております。

【松本委員】 契約代金が50億円くらいということで、見積りにそれなりの時間もかかると思うものの、先ほどおっしゃっていた4者の中に、今回受注された月島さんも入っていたので、既に見積り自体は終わっているという理解でよろしいんですか。

【下水道局 星野契約課長】 少しスケジュールを補足させていただきます。今申し上げました1月5日から19日までにつきましては、私どもが公告という形で案件の概要を出させていただきまして、それに対して、まず会社さんのほうに手を挙げていただく期間が、まずこの期間になります。その上で、一般競争入札ということでございますので、その手を挙げていただいた会社さんが条件を満たしているかどうかを、一旦我々の方で確認

をさせていただきます。その後に、今回の資料でも、ちょっと後ろのほうのページにおつ  
けしてございますのですが、一般競争入札の参加資格の確認結果通知という手続がござい  
まして、こちらで、その会社様は参加していただけますということで、まずそこで入札に  
参加できることが確定いたします。その後に、通知を受け取った会社様が細かい積算を行  
いまして、開札を迎えると、そのような大まかな流れでございます。

【松本委員】 参加資格確認結果通知というか、そもそも希望が1者しかなかったよ  
うことは、この段階ではお伝えしないということでもいいんですね。

【下水道局 星野契約課長】 お伝えはいたしません。最後、結果が出るまでお伝えを  
しない形になります。

【松本委員】 どうもありがとうございました。

【小見部会長】 それでは、私のほうからちょっと1点よろしいですか。

この手の下水処理の焼却だったり、あと脱水とか、そういうのもあったような気がしま  
すけど、こういったやつは、必ずたくさん毎年案件があって、必ず1件か2件、ここの抽  
出案件に入ってくるんですけども、先ほど、例えば4者とおっしゃいましたけども、要す  
るに4者だということで、たくさん似たような案件があった場合、無理に競争しなくても、  
それなりに取りにいかなくても、何となくすみ分けて、打合せが行われるとかそういうこ  
とは別として、そういうような意識が働くやに思うんですけども、そのために、いつもこ  
の高落札率に、この下水処理関係の、汚泥処理関係のが必ずのように入っていると思うん  
ですけども、これ構造的な問題のような気はしますけどいかがでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

ちょっと一般的な部分ですみません。先生のご質問へのお答えになっているかどうか分  
からないんですが、基本的に我々のほうも、先ほど設計課長から申し上げましたように、  
様々なメーカーが参入できるような形での発注という形に努めてございます。

今回も、例えば焼却炉のスペックを、欲しいものの半分の能力の実績があれば参加でき  
ますよといったような形ですとか、そういった対応に努めておるところで、なるべく競争  
環境をつくっていききたいという取組をしております。

ただ、世間的にはなかなか、技術者が不足をしているとか、各メーカーさんもいろんな  
状況がおありのようでございまして、なかなか複数社での競争という結果には至っていな  
いというところは、少し残念なところではございますが、なるべくそのように努めていき  
たいとは考えております。

【小見部会長】 いろいろ事情があると思いますけども、何か入札の時期を複数そろえ  
るとか、いろいろ調整していただいて、なるべく多くの入札、応札があるようにしてい  
ただければなというふうに思いました。

私からは以上です。

ほかによろしいでしょうか。はい、どうぞどうぞ。

【森岡委員】 すみません。大したあれじゃないんですが、この汚泥の焼却設備という

のは、もう自治体が専ら設置するもので、民間がこういうものを運営するということはない設備なんですか。

【下水道局 番場設計課長】 設計課長、番場でございます。

焼却設備そのものについてのメーカーは多数ありますけれども、実際の運転に関しましては、各自治体とも、やはりそのノウハウを持ったところに委託をしている事例はあるかと思えます。

東京都、我々におきましても、先ほどのご説明のとおり、焼却炉を整備した後の運転については、そのノウハウのある企業を募って委託契約をしているという状況でございますので、基本的にはそういった形に全国もなっていようかなと思っております。ちょっと調べた状況でなくて申し訳ないんですけど。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。若干よろしいでしょうか。申し訳ございません。

まず下水道事業につきましては、先生ご案内のとおり、各自治体のほうが全国やっておりますという前提でございますので、基本的には汚泥の焼却炉関係は自治体のほうが発注によりまして、各メーカーさんが設置というところが基本かと考えてございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。そういうことですね。下水道処理以外の場面で汚泥を焼却するとかいう事業が、世の中に存在するものかなと一瞬思ったんですけど、そんなことはないということですね。基本的には、下水道処理の中で出てくる汚泥の焼却ということで、これは通常は各地方公共団体がやっておられるということで、その実際の運営のところは下水道局みたいなところが直接公営企業がやられるのか、運営だとかについてをある程度委託をさせることはあるとしても、ただ、設備自体を持つのは通常自治体ということですよ。

【下水道局 星野契約課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【森岡委員】 そういう意味では、業者からすると、どの自治体の仕事を取るのかというような話なのかなとは思いましたが。

ちなみに東京都だけこのレベルが、求められているレベルがすごい高いとか、そういうことってあったりするんですか。

【下水道局 星野契約課長】 基本的には、それはないはずでございます。下水汚泥の焼却のやり方というのは、そんなに大きく違うものではないはずですので。ただ、東京都のものは非常に規模が大きいというのは、確かに全国と比べるとあるかと思えます。

【森岡委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 はい、いかがでしょうか。

たしか産廃の中で、下水道の汚泥が最大なんですよ、多分。重量的にいうと全ての産廃の中で。ということなので、この仕事はずっとこれからも続いていくと思いますので、ぜひ適正に今後もやっていただきたいと思います。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思えます。

運用状況等について、特に問題ないということであれば、入札及び各契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見をすることになります。委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。他にご意見はありますか。

【小見部会長】 ご意見等はないということですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

下水道局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いします。

(下水道局職員退室)

(警視庁職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 よろしくをお願いします。

【小見部会長】 続きまして、議案3について準備の上、説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案3の事業所管局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。お手数ですがけれども、自己紹介をお願いいたします。

【警視庁 高橋用度課課長代理(契約調整担当)】 失礼します。警視庁総務部用度課課長代理(契約調整担当)の高橋と申します。本日はよろしくをお願いします。

【警視庁 齋藤用度課課長代理(契約実施担当)】 同じく警視庁総務部用度課長代理、契約実施担当をしております齋藤と申します。

【警視庁 井口施設課課長代理(設備担当)】 同じく警視庁総務部施設課設備担当課長代理の井口と申します。よろしくをお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「警視庁中野庁舎改修発電設備工事」でございます。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであります。希望5者、指名5者、応札1者で、落札率は98.11%となっております。

工事の概要につきましては、次の2ページのとおりでございます。

説明は以上でございます。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はをお願いします。

【木下委員】 すみません。木下でございます。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 この議案の資料の15ページに、5者希望があつて4者が辞退された辞退理由というのがまとめられておまして、辞退理由としては、(非公表部分)が書いているような配置予定技術者の配置が困難になったというのはよく出てくるんですけども、本件では、技術的に履行が困難とか、それから発注図書が不明確で技術的に履行が困難ということが2者から意見が上がっています。

一方で、入札された会社さんは、そういうことなく入札されたんだと思うんですが、森岡先生が事前質問されたことに関係いたしますけれども、途中で結局契約変更をして、しかもその契約変更の理由が、やはり設計図のままでは施工ができないというようなことで

契約変更、つまり予定額よりも高い契約になっていると。何かこの辺が、どうしてこういうことになるのだろうか。図面見て、これはこのままじゃできないよという業者さんは辞退するけど、できるだろうと思って取った業者さんが、やっぱりできませんから高額に契約変更してくださいというのを繰り返したというのが、何か不思議な流れだなというふうに思っているんですが。この辺りのご説明をお願いしたいと思います。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 設備担当の井口です。

施工の時点で施工図を起こして、ほかの工事との取合いを配慮しまして収まらないということは、一般的には起こり得ることではあるかと思えます。

ただ、本件におきまして、設計時は発電機本体の収まりに関しても配慮はしておったんですけども、ファンやダクトも含めた収まりに関しまして、施工図レベルの精度で収まりの確認というのは、設計の時点ではちょっと難しいところもあるかと思うんですけども、もう少し検討が必要であったのかなと思っております。

【小見部会長】 ご回答ですけれども、それでよろしいですか。

【木下委員】 逆に言うと、入札時に提示された設計図で、このままではできないという、見切った業者さんは、施工図作る前から見つけた業者さんは辞退したけれども、いけるだろうと思って入った業者さんは入札をして、結局施工しながら、当然ながら仕事を履行するために、図面や仕様も改善していったと。最終的には収まるところに収まったんだと思うんですけど、果たしてそういう工事発注経過というのが、発注側として妥当だったという点については改善の余地があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 おっしゃるとおり、今も申し上げましたように、設計の時点で、その収まりも含めた検討というのが、もう少し必要であったかと思っております。

【小見部会長】 今のご説明ですけれども、そうすると、変更するというのは、その落札した業者さんからの申出でその契約金額を上げたという、そういうことでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 収まりを検討するために、施工図というもので詳細な図面を立体的といいますか、様々な、実際の大きさを落として図面を起こすんですけども、それを検討したけども、どうしても収まらないということが分かりましたので、それに見合った設計変更ということで、協議によって、金額も含めて施工内容も含めた変更ということに至りました。

【小見部会長】 その場合、あれですか。あくまで応札の、落札の金額でというふうにはいかないんでしたでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 金額の大きな理由というのは、収まらなかったから、これだけの金額の変更になったということではございませんで、消音器が必要だということで、消音器に対する金額というのが、今回の変更の一番大きなウェイトを占めているものでございます。

【小見部会長】 でも、結構これ、大きいですね。最終的には40%ぐらい上がって

るんですか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 はい。

【木下委員】 2億5,000万円相当の工事が、最終的に4億円を超える工事になっているということです。それが消音器の部分ということなんですが、発電機を建物内に設置するような工事であれば、附帯設備にどんなものが必要かというのは、そんなに難しい工事の設計や見積りではないと思って、それが先ほど私、要するに、辞退の理由にもなるような不備があったということにつながっているんじゃないかと思うんですけれども。そこはやはり検討というか改善をするべきところだと思います。

逆に、だから大丈夫だと思って取った業者さんが、本当に技術的に大丈夫だったのかというところも何かこう心配で、逆に心配になってしまうんですが、やはり発注側の発注側としての注意は十分に果たしていただかないと、入札過程や履行までの過程が不明瞭になっていくんじゃないかと思います。

そういう意味ではちょっと、改善していただきたい点のある工事の経緯だなというふうに思いました。以上です。

【小見部会長】 私も質問したと思うんですけど、あきら株式会社さんというのは、今まで1回も契約されたことがないところだったように聞いていますけども、警視庁さんとしてですけども。それがよく分からなく、今の木下先生のご説明もありましたけども、今まであんまりやったことないところが、取りあえず入れてきて、やっぱりよく考えたらできませんという、そういう構図だったように思うんですけども。これ一般的に、こういうことはよくあることなんでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 検討した結果、収まらないということがございますけれども、これだけの金額の変更が生じるというのは、日常あることではございません。あくまでも大きな要因というのは、先ほど申し上げましたように、消音器が騒音規制をクリアするためには必要だということがありまして、それに必要な金額が、我々の方でも改めて三者見積りを取ったところなんですけども、それを取った上で、内容を精査した上で、相手と協議して変更金額というものを決定いたしました。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【松本委員】 この手続全体の流れなんですけれども、辞退理由で、やはり技術的に履行が困難であったり、発注図書に不明確な部分があったので技術的に履行が困難といった、要は発注図書に、ひょっとして不明確な部分があるのではといった内容のフィードバックが来た時点で、やはりそこはヒアリングをして明確化した上で、もう一回入札をしておけば、実際この査定が適正にできた2者を含めて、3者が入札してきたという可能性もあったのではないかというふうに思われますので、適正な競争を確保するという意味では、こういった辞退理由のフィードバックが返ってきたときには、慎重な処理をしていただく必要があるのではないかというふうに思います。

以上です。



【小見部会長】 ありがとうございます。今に対して何かご意見はありますか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 いえ、ありません。

【小見部会長】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

【森岡委員】 森岡です。すみません。

失敗しちゃったという点では、もうこういうことが次はないようにぜひ精緻に作っていただきたいというふうには思うところですが、仮にこういうことが生じた場合、今回相当40%近いですかね。先ほど複数者見積りという話があったかと思うんですが、何かルールがあるのでしょうか。増額に当たって、契約内容の変更に当たって、その値段の適正さを担保する方法というのは、これはすみません、財務局の方でも警視庁でもどちらでも結構なんです。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 設計変更に当たりましては、財務局の積算基準というのを警視庁も準用させていただいております、そこで定められております基準にのっとって、設計変更をしております。

【森岡委員】 ごめんなさい。ちょっと今途切れたかもしれない。もう一回お願いできますか。すみません。私の都合かもしれないんですが。すみません。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 警視庁は、東京都財務局で定めている積算基準に基づいて積算を行っております。その中で、設計変更についての記載もございまして、それに倣って設計変更も行っております。具体的には、発注当時の数量の変更は、その単価を利用して変更するすとか、変更の内容が発注当時になかった数量の変更じゃなくて、新たなもの場合は、新たに見積りなり、都の単価なり、優先順位は東京都の単価、カタログ、見積りとかという順番はございますけれども、その順番に従いまして、本件は消音器ということでしたので、消音器は都の単価にもカタログにもございませんで、消音器本体、それから据付け費も含めた見積りを業者にとって査定をして積算しております。

【森岡委員】 ごめんなさい。積算基準が当然あるんだろうとは思いますが、業者に対する相見積りとか複数の見積りを取るということは、今回は契約しちゃっているから、やるとしたらこの業者に最後頼むしかないのかもしれないんですけども、相見積りを取るとか、そういうルールが存在するというものでいいのでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 必ずしも業者が営業的に見積りを出してくれるということではありませんので、1者しか実際は取れないということもございませす。そのときは、当時の落札比率をもとに積算をするんですが、本件については、3者から見積りが取れたということでしたので、その平均値を取った後に査定率を掛けて、積算をいたしました。

【森岡委員】 すみません。工事の変更の必要が出たときに、金額が幾らだというのは、はじめにこの受注者のほうからまず出てきて、それを確認をするという段取りなの

か、それとも東京都のほうから、もしこの内容で変更するなら幾らだよという話が先に出るのかというと、どういう段取りなんでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 変更の内容に基づいたおおよその金額というのを業者から提示を受けます。その内容について、警視庁のほうで内容について積算をした上で、その内容が妥当かどうかということで、積算した上で相手との協議をいたします。

【森岡委員】 分かりました。金額はどちらが先に出すんですか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 業者です。概算について。

【森岡委員】 ごめんなさい。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 業者です。

【森岡委員】 業者が初めに出してくるということですから、こういう工事の変更をしたいので幾らだと。それを東京都のほうで精査すると。そういうような流れでしょうか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 はい。

【森岡委員】 ちなみに随契の場合みたいに、予定価格を定めて見積り合わせみたいなのも方法としては考えられるとは思いますが、そういう方法は取れない。あるいは取るべきではないみたいな事情はあるんですか。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 すみません、質問ですけれども、別の業者に見積り合わせということでしょうか。

【森岡委員】 はい、この今回の受注者が1件で工事の具体的な変更の内容というのが当社間で多分共有できると思うんですが、こういうことをやらなきゃいけないということが出たときに、東京都なりに積算基準に基づいて、予定価格算定と同じように算定をして、それに対して業者のほうが自分たちはやるとすれば幾らだよという。もう既に入札は終了しているわけですが、しかし随意契約に準じて見積り合わせみたいなのも手続もあり得るのかなと思ったんですけど、そういうことは実務的に難しいんですかね。

【警視庁 井口施設課課長代理（設備担当）】 東京都の場合はルールとして、最終的に発注側が我々のほうで設計変更の金額は精査した上、こういうふうになりますということで提示をして、相手方がそれを了解するというのが設計変更の手続になると認識しております。詳細は……。

【森岡委員】 要は、落札率100%みたいなことになっちゃうじゃないですか。お互いやり取りをしていたら、もうそのまま価格を下げるという圧力が全然かからないでいっちゃうので、今回正直発注におけるミスがあったので仕方のない部分もあるのかもしれないですけども、ちょっと私としては、大幅に契約金額が変更されるような場合は、その部分、せっかく入札でやったのに意味がなくなっちゃうので、せめて随意契約における見積り合わせ的なことだけでもやってもいいのかなと。あらかじめ、こちらとしては予定価格を算定した上で、向こうにそれは見せないで具体的な金額を出してもらって、予定価格を超えたら無理だよという話で、次の値段を考えてもらうとか、そういうのはあって

もいいのかなどは思った次第です。これは、すみません、もうそういう意味では、警視庁さんのレベルの話ではないのかもしれないんですけど、ちょっと思いつきですが、そんなこともあるのかなど。ちょっとあまりにもフリーハンドで、その後1億で落として10億とかになって、何のルールもないということはないんですけど、自由にもうこれでいいよねとなるとそうなるのは、ちょっと不安だなというのは、私が素朴に思ったところ  
です。

【米倉契約調整技術担当課長】　　ちょっと事務局のほうから補足で説明させていただきます。

設計変更につきましては、先ほど警視庁さんからお話があったとおり、当初設計と同じやり方で積算を行って、受注者と協議します。警視庁さんから、概算額をまず最初に受注者さんからもらうとありましたけれども、それはあくまで概算であって、どちらかというとその数字というよりも、どういう仕様が必要になりますよとか、具体的な仕様とか数量とか、例えばこういうものが10個必要ですよとか、ここにコンクリートを打たなきゃいけないですよとか、そういったことを協議してもらう。ついては、大体これくらいじゃないですか、というイメージなんだと思います。それは、実態としては金額は言ってもらんですけども、あくまで積算は官積算といって東京都のほうから、じゃあ、数量はこれであれば、単価は都の単価でこうですねとか、ここは見積りでやむを得ない見積りですねとやって、正式にこちらから提示します。じゃあ、このあなたがお願いしてきた設計変更については幾らで協議しますという形で正式に協議します。あくまでそれについても、当初の落札率が例えば9割なら、その落札率9割を掛けたもので設計変更の協議を行うという仕組みですので、100%の随契みたいな実態の形ではなくて、当初設計がちょっと大きくなったようなイメージでやっていくというのが実際のところといたしますか、考え方のかなと思っております。ちょっと答えになっているかどうか……

【森岡委員】　　そうすると、今回は落札率が98.11%ということで、積算価格の98.11%が契約変更後の金額増加部分になるという、そういうことになるんですかね。

【米倉契約調整技術担当課長】　　そうですね。警視庁さんが積算した価格に対して98.11%を掛けたもので受注者と協議して、合意すれば設計変更が実施されるというのが手続上の流れです。

【森岡委員】　　これ、合意しないとどうなっちゃうんですか。もうそれじゃあやれないと、もし業者のほうが出た場合は。

【米倉契約調整技術担当課長】　　合意しない場合は、たしか契約約款上は定めることができるんですが、実際は合意されないと困った状態になります……

【森岡委員】　　工事ができませんよね。現実。

【五十嵐経理部長】　　実際は協議してやるんでしょう。積算でカウントされていないところがあるからこそ、そういうふうにならざるを得ないということであれば、合理的な理由があれば積算をもう一回見直すんだらうけれども、ただ、普通は。

【米倉契約調整技術担当課長】　そうですね。官積算を交渉で決めることはできないので、じゃあ、ここ1,000円だというところを、じゃあ1,500円にしますということではできないんですけれども、そこで齟齬が生じているのであれば、何か考え方として施工条件が違うのかとか、そういったことをもう一回打合せはするというこの中で、実際にはすり合っていくというのが多くの場合だと考えています。

【森岡委員】　そうですね。実質的には交渉めいた部分はあるんでしょうけど、少なくとも積算自体は交渉で動くものではないということではあるので、客観的に算定可能なものだろうという前提でのお話合いということですので、前提との認識にもしずれがあればそこは当然話をして、共通認識に立てるように努力されるということで、そのプロセス自体は十分理解はできます。その上で、金額が大幅に乖離しそうな場合には、見積り合わせ的な段取りを取るというのは、やっぱり難しいんですかね。

【事務局】　それは設計変更ではなくて、別途契約というようなイメージですかね。

【森岡委員】　別途契約に近くなっちゃうと思うんですよね。こういうケースだと。

【事務局】　はい。

【森岡委員】　マイナーな変更で、そんなこと一々やれという話は全然ないとは思いますが、あるいは金額だけが単純に理由かという、それも金額は大きいけどこういう客観的には、もう明らかに、なんでそこまでの段取りする必要ないよねというものもあると思うんですけど、今回もうそういう意味では工事の内容かなり変わってきちゃって、消音器を入れるというような、最終的には新しい工事になっているのだと思うので、別契約に近い準じてやるということも、金額が大きくなりそうなきはあのではないか。質的にもかなり大きい違いがあるし、金額的にも大きい違いが出てくるときには、適正さを保つための何か一工夫があってもいいのかなというのは、すみません、この場でやりますとか、やりませんという話は全然ないと思うんです。既存の手続については十分私は理解しましたけれども、こういうある種ちょっとかなり大きいずれが結果として生じてしまった事案なんか見ると、そういうようにはちょっと感想を持った次第です。

以上です。そういう意味では、意見ということで申し上げるところかと思いません。

【小見部会長】　ありがとうございます。

それでは、ここで一旦本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見をするようになります。委員の皆さん、ほかにご意見はありますか。

【森岡委員】　意見というほどの具体的なものではないとは正直思っているんですが、当然発注に当たって、よりきちんとした見積りというか発注条件を定めていただきたいというのは、多分これは委員の先生方皆さん同意のところだと思いますし、併せて私個人としては、今申し上げたとおりで、大幅な設計変更、金額も大きく上昇する見込みのあ

るときには、何か適切な価格を担保するような方策をご検討いただきたいというふうには思います。それが議事録に残れば、私としては別に結構だとは思っております。他の先生方のご意見もあると思いますので、私の意見としてはそういうところです。

【木下委員】 木下です。

私も個別案件として、この入札が不当だったとまでは申し上げませんが、やはり発注側の技術的な発注に当たってのチェック、注意とか、それから今おっしゃった発注後の大幅な変更があるときの変更に関する手続のさらなる検討というのについては、この議論の中であったということはぜひ記載していただきたいと思います。

【小見部会長】 よろしいですかね。それでは、特段のそれ以上のご意見等はないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。ただ、今いろいろ意見が出ましたので、ぜひ議事録に残していただきたいと思います。

【小見部会長】 警視庁の皆様、ありがとうございます。退室をお願いいたします。  
(警視庁職員退室)

(生活スポーツ文化局職員入室)

【小見部会長】 よろしいですか。それでは、議案4について準備の上、説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 議案4の事業所管局である生活文化スポーツ局の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【生活文化スポーツ局 田中総務課長】 生活文化スポーツ局総務部総務課長の田中と申します。よろしくをお願いいたします。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備担当課長の浅田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 よろしく申し上げます。それでは、議案4をご覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「令和4年度海の森水上競技場水上施設等改修工事」です。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものでして、希望3者、指名3者、応札者1者で落札率は97.99%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員をお願いします。

【森岡委員】 これ、事前のやり取りで確認はさせていただいたのですが、一応念のためというかあれですが、この今回受注した業者は、海の森水上競技場のもともとの作る時に関わった業者ではないということでしたか。

【生活文化スポーツ局 田中総務課長】 こちら、株式会社アクアスペースはJV構成員及び下請業者ではないため、関連がない事業者となっております。

【森岡委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょう。

じゃあ、私から。これ、場所がオリンピックの会場になったということで、そういう注目を浴びやすいところだと思うんですけども、ただ工事内容を見ると、ほとんど看板の付け替えとか、看板、標識を建てるというだけで、工事に困難なものがほとんど見いだせないのかなと思いましたがけれども、2者辞退されておりますけれども、これは何か事前に聞いたかもしれない。辞退理由というのは特にあったのでしょうか。

【生活文化スポーツ局 田中総務課長】 辞退理由については、2者からは、配置予定技術者の配置が困難になったためと聞いてございます。

【小見部会長】 いつものよくある回答だと思いますけれども、何かそういうふうになった理由として、技術者の配置、それはそれとして、それ以外も何か想像されるような理由はありましたでしょうか。

【生活文化スポーツ局 田中総務課長】 こちらは水上競技施設となつてございまして、水上競技施設特有の慎重な対応を要する工事ということで、水上競技に影響が出ることないよう対応していく必要がある中で、こういった水上競技施設に関する施工実績のない事業者には敬遠されてしまった可能性があるのではないかと考えてございます。

【小見部会長】ということは、どちらかというところとちょっと想定外だったということでしょうか。

【生活文化スポーツ局 田中総務課長】 他の案件との兼ね合いなども考えられますが、一応希望してきている時点で入札に参加いただけるものとは想定しておりましたが、こういった特有の対応が必要となるという部分で敬遠されたのではないかというのが、結果を見てのこちらの分析になってございます。

【小見部会長】 特有というのは、今ご説明されましたけど、技術的に困難だということでしょうか。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 こちらは、私のほうからお答えいたします。

技術的に困難なものは特にないとは考えてございますが、いずれにしても、例えば操舵標識というものは、ボートの特に初心者が使うものになってございまして、やはりその辺りをなかなか知識として精通されている業者の方は少ないのではないかというふうに思っております。そういった意味では少しやはり敬遠される要因ではないかというふうに思っております。

【小見部会長】 工事内容とか、例えばそういうマークの仕様とか、そういうものはもちろん提示されているわけですよね。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 はい、そうですね。いわゆる入札の希望をされた方については、図面等のご提示しておりますので、ものを見ていただければ、ものについてはご理解いただけるものと思っております。

【小見部会長】 何か入札前に質疑みたいなものはありましたでしょうか。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 すみません、ちょっと今、質問事項について確認が取れておりませんで、また追って回答させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

【小見部会長】 はい、分かりました。それじゃあ、木下先生、お願いします。

【木下委員】 すみません。この工事は、いわゆる予定価格が事前公表ということになっておりまして、この案件の資料の7ページの落札者であるアクアスペースに対する指名通知でも、予定価格ということで4,600万円余りの価格が出ております。ほかの2者に対しても当然同じように予定価格を事前開示した上で、指名通知をされたということですよ。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 はい、そうですね。

【木下委員】 このように、要するにご自分で希望したほかの2者も予定価格を見た上で、今回入札はされなかったということなのですが、まず事前公表にした理由と、それと事前公表した金額の規模とかがですね、もしかしてこの入札を戸惑わせたことになるんじゃないかと、ある意味若干期待しているより低かったんじゃないかとか、何かその辺に関する価格との関係での発注側のご意見はいかがでしょうか。

【白田契約調整担当課長】 事務局からよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【白田契約調整担当課長】 少し制度に係る部分でございますので、事前公表に関しましては、現状東京都は低価格帯の工事については、予定価格を事前公表において行うということになってございます。今回の河川工事で土木業種ということになりますので3.5億円未満ものについては、事前公表で行うというルールになってございます。

【木下委員】 そうすると価格も事前に見て、工事内容も当然見て、それで入札するかどうかというところなわけですが、競争性の点から言うと、逆に言うと、同じ土台に立って競争している3者が入札を辞退する。価格で競争したのではなくて、入札を辞退するという行動を取られたのはどうしてなのかなというふうに、ちょっと思ったものですから、業者側の行動ですので、発注側ではお分かりにならないかもしれませんが、何か考えられるというところはあるでしょうか。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 価格については、当然この操舵標識というローイング特有のものであっても、一般に流通しているものではございますので、この価格自体が非常に低いとか高いとかといったものではないと認識してございます。

ただ一方で、先ほど申し上げた例えば操舵標識ですと、このローイングの初心者が特に使うもの、一般的にはちょっと知られていないんですが、ローイングというものは初心者ですと真つすぐ漕ぐこと自体が難しいというようなものがございまして、彼らにとっては、この操舵標識が非常に重要なものになってございます。そういった目を通して設置するものというものがありますので、恐らく通常価格と施工の内容、概要だけ見た段階では、これは大丈夫だろうと判断したものについて、改めて見てみるとなかなかちょっと難

しいところがあるのかなというところが、忌避されるような要因ではなかったかというふうに思っております。

ちょっとまとめますと、価格と施工については問題はないと考えてございますが、やはり細心の注意を払っていく、そういった工事とは別の知識が必要になってくるというものについて、忌避される原因ではないかと想像しているものでございます

【木下委員】 ありがとうございます。

【生活文化スポーツ局 浅田施設整備担当課長】 あと申し訳ございません。先ほど質問のあった指名後の質問についてですが、特に質問等はなかったということで確認できましたので、ちょっと追ってご報告させていただきます。

【小見部会長】 はい、分かりました。

ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、ここで一旦本議案の意見の確認をしたいと思えます。運用状況等について特に問題はないということであれば入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見をする事になります。委員の皆さん、ほかにご意見はありますか。

【小見部会長】 よろしいですか。それでは、生活文化スポーツ局の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(生活文化スポーツ局職員退室)

【小見部会長】 それでは、議案5に入ります前に10分間の休憩を取りたいと思えます。

【小見部会長】 今11時2分ですので、12分ぐらいに再開させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(休憩)

(産業労働局職員入室)

【小見部会長】 再開してよろしいですか。

それでは、議案5について準備の上、説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である産業労働局の出席者を紹介させていただきます。お手数ですけれども、自己紹介をお願いいたします。

【産業労働局 藤原中小企業振興対策担当課長】 産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長の藤原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案5をご覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「東京国際フォーラム(4)ホールAほか舞台音響設備改修工事」でございます。本件は希望制指名入札にて発注したものであり、希望4者、指名10者、応札1者で、落札率は98.25%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。



【小見部会長】 それでは、本事案について質問や意見のある委員はお願いします。  
はい、どうぞ。

【森岡委員】 これ、一応事前質問の内容の確認ということになりますが、ヤマハサウンドシステムという会社が今回落としておられるわけですが、この例の辞退理由のところとかもそうなんです、今回の一連のもの、音響設備に、メーカーという立場でもあるようだったので、その辺りがどのような状況なのかというのと、入札に当たって、東京都としてどのように考えておられるのかという辺りを、ご回答いただいておりますが、改めて、すみません。口頭でご説明いただければと思います。

【荒山契約第一課長】 この案件、産業労働局のほうが発注元ですけれども、金額的に設備系4、000万円以上は財務局のほうで発注ですので、私、財務局契約第一課長の荒山です。よろしくお願いたします。私のほうから説明させていただきます。

まず、メーカーと工事業者の混在というところでございますけれども、中小企業の工事業者受注機会の確保という観点から、通常、メーカーが大手企業の場合については、入札に参加できないように制限をかけるというようなことはあるんですけれども、今回のように中小企業がメーカーで、かつ工事業者であるという場合については、メーカーであるという理由だけで入札から排除してしまいますと、当該の中小企業者の受注機会を奪ってしまうということもありますので、基本的に入札の参加を認めていると、そういう中での入札でございます。

説明は以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。ヤマハという企業グループ自体は大変大きいものだと思っているのですが、なので、ヤマハサウンドシステムはその企業集団の中の一部の企業だろうと思って、世間的には大企業というイメージで、なおかつヤマハサウンドシステム自体が作られているものというのは、例えばヤマハのほかのグループ内の企業のノウハウとか、あるいは部品の直接供給とか、いろんなものを受けている可能性もあるのかなとは思ったので、こういう大きい企業グループに属する場合でも、その単体のヤマハサウンドシステム自体の……。

【荒山契約第一課長】 すみません、音声が少し切れてしまっております。

【森岡委員】 すみません。要はヤマハサウンドシステムというのは、多分ヤマハグループの一員だろうと思われて、ヤマハの企業集団自体は大変巨大な企業集団だろうと思うのですが、少なくとも中小企業ではないと思うのですが、そういう大きい企業集団に属する会社であっても、そのヤマハサウンドシステム株式会社という単体だけを見て、中小企業かという判断をするということになるのでしょうか。

【荒山契約第一課長】 はい、先生のおっしゃるとおりでございます。こちらはヤマハサウンドシステムという中小企業者という位置づけで、私どもは入札のほうの考え方の中で対応しておるものでございます。

【森岡委員】 ここはどうなんですかねというところだとは思いますが。明らかに大き

いメーカーさんの、これ、例えば中の企業内での位置づけとして、たまたま中小企業の枠にはまるというだけで、本来であれば入れないものが入れる、かつ、言ったらあれですよ。他の会社からすると、メーカーでもあるから直接安く仕入れられるわけなので、競争上明らかに有利で、都民にとってはそれはそれでいいのかもしれませんが、せつかく中小企業を優遇しようという制度との関係が、ちょっと何か本来の目的とは違うかなという印象は、私は思ったところです。取りあえず私のほうからはそんな感じで。

【小見部会長】 はい、ちょっと私のほうから。資料の12ページに今の希望業者一覧というのがあって、今のお話にも関係しますが、ヤマハサウンドシステムさんの総完成工事高／最高完成工事高というのが載っていますけども、これでも中小企業に入るといふことなんでしょうか。

【荒山契約第一課長】 中小企業と私どもが定義づけていますのは、中小企業基本法に基づく中小企業の位置づけということで、資本金3億円、300人以下という、それが中小企業と大企業かというところで分けているところがございます。

【小見部会長】 それで、例えばそういう系列の企業があった場合に、例えば子会社というか、系列の小さい会社が親の会社を下請にするというようなことが、例えば建設工事だっただけではないことではないですけども、そういうようなことは排除していませんでしょうか。今回のことというよりは一般論としてですけども。

【荒山契約第一課長】 下請に関しては、特段グループ企業の事業者が下請に入るかどうかというところまで、それを私どものほうで排除するかということがあるかという、それはやっていません。

【小見部会長】 そうすると、中小企業の定義に入ると、子会社が入札に応じて、実際にはそれを本体というか親会社みたいなところに下請を出すということは、今の制度ではできるんですね。

【白田契約調整担当課長】 一般的にいわれる一括の下請というのは、基本的には建設業法などで禁止されていますので、中小企業が受けたものを丸々、その工事自体を大企業に、言ってみれば親に下請を出すということは、それは親であろうが何であろうが同じなんですけども、基本的に一括で出すというのは建設業法上、違反行為という形になります。

【小見部会長】 どこかと組んでJVとかそういうのなんでしょうか。

【荒山契約第一課長】 JVでは、あらかじめグループ傘下に入っている事業者はJVを組めないような形で、私たちは入札の参加を受け付けています。

【小見部会長】 そうですか。はい、分かりました。私の質問は以上です。

ほかにはいかがでしょうか。特によろしい……

【森岡委員】 あともう一点確認なんですけど、今回は、その辺の専門的なことは分かっていないのですが、スピーカーとかそういうものの更新ということですけども、そのスピーカーとかを実際に動かすシステムというか、そういうものがあるんだろうと思うんで

すけれども、それ自体はヤマハサウンドシステムのものということでよかったんでしょうか。あと、更新前のスピーカーもヤマハサウンドシステムのものということでよかったでしょうか。

【産業労働局 藤原中小企業振興対策担当課長】 ヤマハからヤマハに変えたかということですか。

【森岡委員】 もともとヤマハだったのかということと、それからごめんなさい。このスピーカーそのものじゃなくて、それを全部連結して音響システムとしていると思うのですけれども、それはヤマハサウンドシステムのものなんですかという、そういう質問です。

【産業労働局 藤原中小企業振興対策担当課長】 物によりけりで、全部が全部がヤマハではないというものもあるので、ヤマハの部分もありますけど、違う部分もあるというところですよ。

【森岡委員】 今の質問に対しては、あれですか。従前のスピーカーとか、今回の更新内容の前のはヤマハのものもあったけど、そうでないものもあるということですか。

【産業労働局 藤原中小企業振興対策担当課長】 そうですね。はい。

【森岡委員】 あと、すみません。そのシステムのなもので、それをつないで運用するやつがあるんだろうと思うんですけど、そういうのはどこ社製のものとかというのは分かるんでしょうか。

【荒山契約第一課長】 ちょっと補足させていただきますと、先ほどの製品のメーカーなんですが、こちらは、スピーカーのほうはR&Bオーディオテクニカ社というところの製品です。マイクについてはソニー製でございます。あと、最後おっしゃっていたそれをつなぐようなコントローラー、F I Rコントローラー、これがヤマハです。

【森岡委員】 なるほど。そういう意味で、メーカーが違ってもちろんと一体のシステムは組めるということでもいいんですかね。何かたまにああいうAV機器とかだと……。

【産業労働局 藤原中小企業振興対策担当課長】 そうですね。システム間の調整は必要になる部分はあると思いますが、全てが同じメーカーでなければならないというわけではございません。

【小見部会長】 はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、それでは、ここで一旦本議案の意見の確認をしたいと思います。運用状況等について……

【森岡委員】 ごめんなさい。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【森岡委員】 すみません。先生の事前質問にも絡んでいたもので、私のほうで聞けなかったんですが、辞退理由で（非公表部分）が、通しページの18ですかね。ヤマハサウンドシステムからものを買えなかったから駄目と言われたというのがあるんですけど、これがさっきのメーカーと施工業者の混在という話にもちょっとつながってはいて、すみません、これは東京都からすると、こういう行動をヤマハサウンドシステムが取ること自体

は、それはしょうがないよねという話なんですかね。

【荒山契約第一課長】 第一課長の荒山です。

まず発注者である都としては、製品の流通状況みたいなものを正確に把握するというのは、なかなか難しいというのが現実的なところでございまして、今回入札の参加者がメーカーであるこのヤマハに製品の提供を依頼したところ、ちょっと拒否されてしまったというようなお話ではあるんですけども、市場に流通しているほかの代理店などから、その製品を入手することも可能性としては十分あり得るわけなので、そういった意味で、ヤマハが拒否したこと自体が問題かということ、なかなかここは難しいなというところがございます。これは、その事業者の経営戦略というのも当然あるんだろうと思いますし、自らから落札して自分で工事をするのか、それから他社に製品を提供して工事をやってもらうと、そういうものも事業者間の付き合いなどもあるでしょうし、そういったものの中での営業戦略なんだろうと思いますので、これを一律に東京都が駄目ですというふうに規制するようなものではないのかなと考えています。

【森岡委員】 民民であれば、それはこんなの当たり前だよという話かもしれないですけど、ちょっと公共契約であるということと、あとはヤマハさんがでかい企業集団であるという。このヤマハサウンドシステムだけは企業規模が小さかったりしているのを見て、へえと思ったんですけども。というのがちょっと、その合わせ技で違和感は。

(非公表部分)がおっしゃっていることが事実かどうか、これは分からないので、仮にこういう事情があったのだとして、大きい会社で自分で受けるかどうか結局自由に決められちゃうんだよねと、売る立場になるのか、あるいは自分で施工するののかというのを選べちゃうんだというの、ちょっとかなり強いメーカーの立場で思ったので、先ほどの中小企業保護という、もともとの今回の入札の枠組みとの関係でも少し違和感は感じたのですが、具体的にじゃあ、どうすればいいのかということ、メーカーは駄目というのもちょっと難しいだろうし、メーカー兼設備業者が駄目というわけにもいかないでしょうし、大きい会社の企業グループだったら駄目と一律に言えるかということ、これもいろんなグループ企業があるので、そう一律には言えないよね。資本関係はないけど密接な関係があって、何というか特定の代理店で動いているようなところもあるでしょうし、難しいなと思って。

すみません、結論はないんですけども、ちょっとこの件、結果としてちょっとあまりすっきりしないなと思ったという、その程度にとどまります。具体的な提案がちょっとできるわけではないんですが。

以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。先ほど説明がありましたように、要するにヤマハ、今のその中央の基本のシステムがヤマハで、スピーカーとかは別の会社ですけど、イコライザーですよね。イコライザーは、やっぱりそういう同じ会社のほうが多少有利だったのかもしれないですよ。ほかの会社でも調達はできるかもしれないけども、

その場合、何かその間に何かを挟まないといけなかったり、何かソフトウェアを少し改変しなきゃいけないと、それが割高になるので結局ヤマハサウンドシステムさんのイコライザーを使うのが一番安く上がるということで。だけど仕入れさせてくれないという、そういうふうにも見えましたけども。ただ、これは問題というわけではないということですので、今回については、これで仕方がないというか、そういうことだったなというふうに私は思いました。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦本議案の意見の確認をしたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見をするることになります。委員の皆さん、他にご意見いかがでしょうか。

【小見部会長】 よろしいですか。他にご意見がないようでしたら、産業労働局の皆様ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(産業労働局職員退室)

(水道局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案6について準備の上、説明をお願いします。

【事務局】 それでは、議案6の事業所管局である水道局の出席者を紹介させていただきます。お手数ですがけれども、自己紹介をお願いいたします。

【水道局 弦巻契約課長】 経理部契約課長の弦巻と申します。よろしく申し上げます。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 東村山浄水管理事務所技術課長の内山と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、議案6をご覧ください。

1者入札及び同一事業者による長期受注の事案として抽出されました案件です。件名は「東村山浄水場常用発電設備ガスタービン等補修工事」です。本件は、特命随意契約による契約発注を行ったものであります。

工事の概要につきましては、2ページ目の記載資料のとおりでございます。

ご説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員をお願いします。

【木下委員】 木下でございます。

【小見部会長】 はい、どうぞ。木下先生。

【木下委員】 私、この案件を抽出のときに選ばせていただいたんですけども、そのときから、特命随契で連続しておって、しかも価格の決定も1者で3回の見積り合わせということで、事実上もう競争的な入札とか調達という案件ではないということがなぜなんだろうということでお伺いしようと思っていたんですが、ここにありますのは、機械が川崎の製造で、しかも特許を持っている機械で、その特許の関係から、その補修もグループ

会社、この特許の許諾を受けることができるグループ会社のカワサキマシンということ  
で、設置したときに、将来の補修も含めて、川崎重工系が取ることがやはり分かっ  
てしまうというか、当然予測ができるような案件だと思いました。もちろん機械の特徴と  
かからいって、優れた特許を持つ技術力のある会社さんが優位な競争に立つという例では  
おかしくないと思うんですけれども。でも毎年毎年、相当額の補修費も払っていらっしや  
るので、何らかのこの案件についての競争性という意味での改善とか、あるいはもうこれ  
はもう技術の問題だから仕方がないんだとか、何かこの案件についての発注側のご意見を  
伺えたらと思います。

以上です。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 内山のほうからお  
答えさせていただきます。

この常用発電機を使ってありますガスタービンエンジンは、航空機に使われていますガ  
スタービンエンジンと同様のものがございます。自動車とかバイクに使われていますエン  
ジンは大量生産されて、その使用されている部品のリスト、あるいは技術資料というの  
は、メーカーから資料としてオープンにされております。しかしながら、航空機によって  
使われておりますこのような大きなガスタービンエンジンにつきましては、特許技術ある  
いは各メーカーさんの独自技術というものについて秘匿されておまして、オープンにさ  
れておりません。例えば、このガスタービンエンジンは非常に高温、高熱の中で高速回転  
で運転するエンジンでございますので、その耐熱性だとか熱膨張、そういったものに配慮  
しなければいけないエンジンでございます。このような技術についてオープンにされてい  
ないものを、ほかの業者がメンテナンスするということはできません。また、部品の供給  
についても製造者さんは他の業者に販売とかはしておりませんので、こちらの業者しかで  
きないというところでございます。

また、仮に他のところが部品をまねをして作ったとしても、その材質だとか、あるいは  
加工方法、そういったものが異なりますと、エンジン全体としての信頼性、安全性という  
ところに問題が生じると思われまます。この補修工事、ものを取り替えるということが目的  
ではなくて、あくまでもこのエンジンとしてしっかり機能するように回復するということ  
が目的の工事でございますので、エンジン全体としてきちんと補修、点検できる業者に発  
注しているというところでございます。

以上でございます。

【小見部会長】 よろしいですか。ほかにご意見いかがでしょうか。

【森岡委員】 これ、あれですよ。知的財産というのは、恐らく開示していないとい  
うことも含めて、いわゆるノウハウとして秘匿されているものということですよ。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 はい、そのとおり  
でございます。

【森岡委員】 特許であれば、平成9年に作っているんだったら、もう切れてもいいか

など一瞬思ったんですけど、多分ノウハウで秘匿されていて、特にタービンブレードとかタービンホイールとか、相当いろいろな組成も含めて企業秘密だろうというのは想像がつくので、それはそう言われたらしようがないよねというのは、そのとおりだと思うんですが、一つ、このガスタービンを設置する際に、こういうメンテナンスは絶対必要なものですから、将来のコストというものがどのくらいかかるかというのは、発注者側としては大体見積りを取って想定して運用されているということでもいいんですかね。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 発注した当時、そういう作業をしっかりとって検討していると思うんですが、何分古い設備でございます、現時点ではそういった資料が残っておりません。しかしながら、当浄水場に設置しております常用発電設備につきましては、阪神・淡路大震災が起きた後に、独自電源の重要性ということを踏まえて、当局の中で初めて設置した常用発電設備でございます。そういうことで、当局が自ら発注して設置したという流れになっております。この後に、引き続いて金町浄水場、朝霞浄水場、三園浄水場というところに常用発電設備を設置しておりますけれども、その際には社会情勢等を考えまして、PFI事業という形で設置をしております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。ごめんなさい。不勉強なもので、PFIにするのと、どういうメリットがあるということになるんですか。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 設置から運営まで、トータルコストの中で比較検討して、一番メリットのある業者に落札する、委託していくという形の契約でございます。

【森岡委員】 運用コストも込みでちゃんと見ていけるという契約にコントロールできるという、そんなイメージでいいんですかね。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 そうですね。20年という契約期間において、そのトータルコストで判断するという契約でございます。

【森岡委員】 まさにそういうことかなと思っていたので、何ていうか、今後こういう形の契約があるのか分からないですけど、大きいものぼんでも1者しか絶対メンテできませんと言われると、あとと言うなりに上げざるを得ないという木下先生も懸念された点で、そういうところをちゃんと想定される運用期間でどのくらいコストがかかるのか。それにちゃんと業者側にコミットさせるという、この程度でやりますという、価格変動等があるのは当然ですけども、しかし、そういうものに何かちゃんと言ってもらわないと、立場が弱くなっちゃうので大変だなと思った次第で、今はそういうPFIなどが活用されて、将来かかるコストも含めてコントロールされているということであればよろしいのかなど。ただ、これに関してはもうしようがないというのもあるんですけど。

あと、ちなみにこれは何年くらい、この現状のガスタービンで運用される予定なんですか。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 明確な発注予定についてはちょっとお話できないですけども、オープンにされています施設整備計画プランの中では、そろそろ更新ということになっております。

【森岡委員】 分かりました。じゃあ、その際はまたその将来にかかるコストもどのように見込んでいくかということは、多分発注者として検討されるということですかね。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 そうですね。発注方法についても、PFIでやるのか、競争入札でやるのか、どのような方法がいいかというのをいろいろ検討した上で設定していくと思っております。

【森岡委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 はい、よろしくをお願いします。

【松本委員】 お願いします。

16ページに契約変更についての内容の説明がありまして、もともと7,000万円ぐらいだったのが、さらに1,200万円ぐらい契約変更で増額されているんだけど、変更の理由が機器の変更、一般管理費、特記仕様書、図面の変更とあって、これは一体なぜこうなってしまったんでしょうかという疑問です。

【水道局 内山局務担当課長（東村山浄水管理事務所技術課長）】 まず補修費用の変更でございますが、これにつきましては、工場に持ち帰って分解点検をして、各部品の状況を確認しております。そういう中で、当初予定していたよりも劣化状況が激しくて、交換が必要だというものが出てきましたので、それを交換するという事で増額になっております。

また、一般管理費につきましては、一般管理費の対象額が増加したということで、それに伴う増額変更となります。

以上です。

【松本委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょう。

これ、今の17ページの同じ表を見ると分かりますけども、結局この過去5年というのを全部3回やっているんですよ。全部3回やって、3回目に落としているという。つまりどこも他社が入らないことが多分分かり切っていて、ちょっとずつ額を落として応札するという、そういう構図になっていて、必ずしも……

【森岡委員】 …だから、他社は入らない前提ですよ。

【小見部会長】 そうか、もともと入らないんですか。そうかそうか。もともと入らないんですけども、たしか3回まではいいんですよ。フルに使い切って、いつも落としているという、そういう構図が見えますので、先ほど来ありますように、この施設が更新



をされた場合には、少し方法を変えてやられるのがいいかなというふうには思いました。

以上、感想です。

他によろしいですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 先生、すみません。事前説明で、ちょっともし私が間違ったことを言ったかもしれないです。これ3回見積りやっていますけれども、これは再見積が2回あったという。

【五十嵐経理部長】 トータル3回やったと。

【米倉契約調整技術担当課長】 ですね。あと、再見積りは3回までできますので。なので、ラスト1個を残したところで、毎回。

【小見部会長】 もう一回できるんですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい。

【小見部会長】 分かりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦本議案の意見の確認をしたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見をするることになります。委員の皆さん、他にご意見はありますか。

【小見部会長】 よろしいですか。特にご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていることを確認できたことといたします。

それでは、水道局の皆様ありがとうございます。退室をお願いします。

(水道局職員退室)

【小見部会長】 それでは以上により、令和4年度第1四半期の談合情報処理及び契約工事に係る議題を終了しますが、各事案の結果について再度確認をさせていただきます。事務局が記録していると思うので、要点を説明してください。

【三浦電子調達担当課長】 電子調達担当課長の三浦でございます。

私から、本日の議案1から6につきまして、簡単ではございますが振り返らせていただきます。

まず議案1、談合情報処理に係る事案につきまして審査いただきましたが、こちらにつきましては調査方法の妥当性という点で、当該契約部署が受付をするのではなく、受付窓口に第三者機関を設置した上で審査を進めたほうがよいという意見をいただきまして、こちらにつきましては、事務局で意見を集約することといたしております。

続きまして、議案2でございます。八王子水再生センターの件でございます。

こちら、こういった継続する案件では、当初の事業者が1者入札となることが見受けられますが、他事業者の入札可能性についてはどうかというお尋ねがございました。こちらにつきましては、一般競争入札のため任意指名はしていないということと、また、仕様を満たす事業者であれば参入可能ということで、特定の事業者が有利になることではないと

いう回答をいたしました。

また、価格の見積りについてはどのような手続だったのかというところでございますけれども、仕様を満たす焼却炉について共同研究をしておる4社から見積りを取っているということでございました。

続きまして、議案3でございます。警視庁の中野庁舎の件でございます。

こちらにつきましては、辞退理由に技術的に履行が困難とありまして、また、契約後も契約変更しておりまして、こういうような発注の段階で困難と判断をしたところが辞退をしている中で、その中で実施可能として入札していた事業者が、その後、結局は変更となっている案件でございますけれども、発注者側として改善の余地があったのではないかという意見がございました。こちらにつきましては、発電機の収まりなどにつきまして、発注の時点で検討が必要であったのではないかと考えているとのことでございました。

また、工事変更が出た際に、複数者に見積りを取るようになってきているのかということでございましたけれども、また、随意契約における見積り合わせができないかというようなご意見がございましたが、段取りといたしましては、事業者から概算の提示がありまして、その後、都のほうで財務局に定める積算基準にのっとり精査すると。また、落札率を掛けて受注者と協議するというところでございました。まとめますと、契約変更で大きいずれがあった場合には、適正さを保つために一工夫があったほうがよいということと、また発注に当たりましては、発注者側で注意、チェックなど慎重な処理が必要だと、そういう意見をいただきました。

議案4になりますけれども、こちら、海の森水上競技場の案件でございます。

こちらにつきましては、工事的に困難ではないようですが、2者辞退の理由は何かというお尋ねがあったかと思えますけれども、こちらは配置予定者の配置が困難と言われる中で、さらには、その水上競技施設ということで慎重な対応が必要でありまして、また標識などの設置につきましては、工事とはまた別の知識が必要ということで、実績のない事業者からは敬遠されたのではないかという回答がございました。

また、予定価格が事前公表となっているがその理由ということで、低価格帯は事前公表とさせていただいているんですけれども、その価格に関連して、なぜ辞退したのか考えられることはあるかというお尋ねがございましたけれども、価格について特段低いというものではないというものですが、ただ、先ほども申し上げたとおり、工事とは別の知識が必要なため辞退、敬遠されたのではないかという回答がございました。

続きまして、議案5でございます。国際フォーラムのホールAの案件でございます。

こちらは、今回の受注者がメーカーという立場であったかと思うがどのように考えているかということでございますが、中小企業の受注機会の確保の観点から、大企業ではなく中小企業であれば、入札の機会を認めているということでございました。また、辞退理由に、今回の受注者から部品が入手できなかったとあるんですけれども、こちらについてはどう考えているかというお尋ねがあったかと思えますが、製品の流通の把握はなかなか困

難ではございますけれども、営業戦略などもあるため、都のほうでは規制するものではないという回答がございました。

最後に議案6でございます。東村山浄水場の件でございますけれども、今回これは特命の案件でございます。競争性という意味での考えはあるかということでございますけれども、ガスタービンにつきましてはその特許技術、独自技術というものが秘匿されておりました。オープンではないため、その他メーカーではメンテナンスができないという回答がございました。

また、設置の際、将来のコストは把握しているかというお尋ねがございましたけれども、今回の案件につきましては資料が残っていない中で、他ではPFIの事業という形で設置いたしましてトータルコスト、運営コストを見ているというところでございました。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

【小見部会長】 ありがとうございます。結果としては以上のようなことで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。もし追加で、何かご意見等ありましたらお願いします。よろしいですね。

特に追加の意見がありませんでしたので、先ほど申し上げた内容を結果とさせていただきます。

何かただいまの報告につきまして、追加でご質問等ございますか。よろしいですか。

【小見部会長】 それでは、本日予定されておりました議事は全て終了です。最後に何か発言等ございませんか。よろしいですか。

【松本委員】 すみません。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【松本委員】 もしかして、ちょっと何か的外れだったら申し訳ないんですけれども、下水道局の管渠維持と公共ますの話は、今日はしないということになるのでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 そちらについては、また別途ご意見をいただいたところですので、また改めましてご説明させていただきたいと思っております。

【松本委員】 私のほうなんですけど、特にコメントなしというふうに、ご説明いただいたときにはコメントしていないんですけれども、一応コメントというか意見がないわけではないので、どこかのタイミングで。というか、そもそも森岡先生がおっしゃっていたように、委員間で協議する必要があるのではないかというふうにも思っているんですけれども、この取扱いがどういうふうにされるのかが、ちょっとよく分かっておりませんで、どんなものでしょうか。すみません、何か終わりがけに申し訳ないです。

【米倉契約調整技術担当課長】 委員間での意見共有につきましては、また改めて相談させていただけたらと思っております。どのようにやっていくのが適切かなんてことにつきまして、改めて相談させてください。

【松本委員】 はい、分かりました。ぜひ他の先生との意見交換をさせていただければと思っておりますので、機会を設けていただけるとありがたいです。

【小見部会長】　　じゃあ、そのようにお願いいたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【須藤契約調整担当部長】　　小見部会長はじめ、委員の皆様方には長い時間にわたり、ご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様には引き続きご協力をいただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

——了——